

平成29年度事業計画書

公益社団法人徳島被害者支援センター

平成29年度事業計画書

当センターにおける平成29年度の事業計画は、

「被害者等の要望に応え、県民に必要とされるセンターづくり」を重点目標とし、

- 犯罪被害者等早期援助団体に相応しいセンターの確立
- 犯罪被害相談員及び支援員の確保・育成等人的基盤の強化
- 自立に向けた基盤づくりの強化

を重点推進事項として、次の事業を推進します。

1 公益目的事業

(1) 被害者等に対する相談事業

ア 電話相談

被害者及びその家族又は遺族等（以下「被害者等」という。）からの精神的な悩みや相談・心のケア電話

088-678-7830

088-656-8080

への電話相談は増加傾向にあることから、相談初期の段階から被害者等に寄り添い、精神面における被害の早期回復とその軽減並びに心のケア等につとめる。

イ 面接相談

幅広い被害者等の各種要望に基づいて、犯罪被害相談員による面接相談を面接相談室等で行うほか、相談業務の充実と質的向上を図るため、必要に応じて部内外の各種相談の専門家（精神科医、弁護士、臨床心理士等）と連携した相談等にも対応した体制を確立する。

(2) 被害者等に対する直接的支援事業

被害者等の要望に応じ、病院、警察署、検察庁、裁判所等の関係機関への付き添いをはじめ弁護士事務所等への付き添い支援等にも対応するほか、直接支援活動を通じた相談やカウンセリング等も並行して実施するなど、被害者等の精神的被害の軽減を図る。

また、犯罪被害者等給付金についても、その概要説明、申請書類の作成補助等のほか担当機関との連絡調整等を行う。

さらに、被害者等からの当センターに対する要望等について聞き取り等を行うとともに、必要に応じてその声を支援活動に反映させるなど、被害者等に寄り添った支援を行い、必要とされるセンターを目指す。

(3) 犯罪被害者等早期援助団体としての事業

担当部局からの犯罪被害者等に関する情報提供に対しては、早期かつ真摯に対応し、被害者等に対する経済的、精神的及びその他社会生活上の支援を円滑に行

い、被害者等の適切な回復と平穏かつ安全な生活に寄与する。

(4) 関係機関・団体との連携による被害者等への支援事業

被害者等が抱える経済的あるいは精神的問題等広範囲かつ多種多様な悩みや問題について、その要望やニーズに沿った適切かつ確実な支援を行うため、県、警察、弁護士会等の関係機関・団体が主催する各種会合に積極的に参加し、情報交換を行うとともに、当センターで対応できないものについては、関係機関への紹介や引き継ぎを行うことにより解決を図るなど、関係機関・団体と連携した支援活動を推進する。

(5) 犯罪被害者施策担当者研修

被害者等にとって最も身近な県内各自治体の犯罪被害者施策担当者をはじめ関係機関の被害者支援担当者を対象に研修を実施することにより、被害者支援への理解の醸成及び相談体制の充実を図る。

(6) 人的基盤の強化事業

ア 支援活動員の養成事業

チラシ、ホームページ及び新聞等を用い、広く一般県民からボランティアの支援活動員の募集活動を行い、被害者支援活動に必要な知識、技能のほか刑事手続等の基礎的な学習を行うための支援員養成講座を開講し、直接支援員等を養成するなど、人的基盤の裾野の拡大を図る。

イ 支援活動員等のスキルアップ研修事業

活動中の犯罪被害相談員や支援活動員に対し、定期或いは随時に研修を行うほか、質の向上研修会など関係行政機関や全国被害者支援ネットワークの行う中央あるいは中四国ブロック研修会等へ積極的に参加させるとともに、先進県での取り組みを視察、あるいは研修を受けるなど、個々の相談員・支援員等のスキルアップを図る。

ウ 人材育成事業

徳島大学総合科学部臨床心理学研究室と協働して、同大学の「臨床心理実習B」の実習先として臨床心理士を目指す学生を当センターで受け入れ、ともに研鑽を重ねるなど、人材育成に寄与する。

(7) 犯罪被害者支援講演会等の開催事業

当センターの認知度の向上と被害者支援充実のため、被害者等が置かれている実情と社会の被害者支援の必要性について、広く県民の理解を求めるとともに社会全体で被害者を支える意識を醸成するため、犯罪被害者支援フォーラム、講演会等を開催する。

(8) 命の大切さを学ぶ教室開催事業

次代の社会を担う若い世代を対象に、犯罪被害者等による講演会を開催し、命の大切さを肌で感じ、犯罪の加害者にも被害者にもならない気運の醸成を図るため、県内の中・高校生を対象に「命の大切さを学ぶ教室」等の講演会を継続的に

開催し、啓発活動を行う。

(9) 各種広報啓発事業

ア ホームページの活用

リニューアルしたホームページを積極的に活用するため、メール相談用アドレス (shien@tokushima-vsc.jp) を開設し、メールでの犯罪被害相談を可能にするほか、各種行事をはじめ当センターの活動状況等についても積極的に配信するなど、センターの認知度の向上と利用促進につとめる。

イ 広報車両の運行

県民に対するセンターの認知度の向上及び利用促進と被害者等支援の必要性をアピールするため、被害者支援に関する標語やセンター及び協力団体の名称を記載したステッカーを協力企業の運送用車両等の荷台後部に貼付して運行するなど広報活動を行う。

ウ キャンペーン等の実施

内閣府が主唱する「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」に合わせ、関係機関と連携して集中的に街頭キャンペーンやパネル展等の広報啓発活動を行い、被害相談窓口の利用促進や県民に対する被害者支援への理解や周知を図る。

エ 犯罪被害者支援ポスターの募集

徳島県教育委員会の後援のもと、小学生から一般人までの幅広い県民を対象に、被害者等の置かれた状況を正しく理解し考えることを目的とした犯罪被害者支援ポスターの募集を行い、優秀作品を展示あるいは翌年のカレンダー素材に利用するなど広く広報・啓発活動に活用し、被害者支援に対する意識の高揚を図る。

オ 機関誌等による広報啓発

当センターの周知と被害者支援の必要性及び社会全体による被害者支援意識の高揚を図るため、リーフレット、機関誌、チラシ等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動を行う。

(10) 自立に向けた財政基盤の強化事業

当センターの自立に向けた財政基盤強化のため、正会員及び賛助会員の募集の積極化など裾野の拡大、チャリティ自販機の設置の働きかけ、寄附の募集等これまでの活動に加えて「被害者支援商品」の開拓など、新たな収益事業の立ち上げを図り、自立に向けての資金調達活動を拡充させる方策と活動を推進する。

2 収益事業

駐車場の経営事業

駐車場経営については、被害者等に対する支援活動等の強化を図るため、契約者確保のための方策を推進するなど、より効果的な事業財源となるよう改善を図る。